



自転車に係わる交通安全

幸区区民会議

安全・安心・すこやか部会

部会検討の中間報告

「自転車に係わる交通安全」

- 1 部会検討の経過
- 2 「自転車に係る交通安全」についての現状と課題
- 3 検討事項、検討の方向

1 部会検討の経過

10月に2回部会を開催して、「自転車に係る交通安全」についての現状と課題について、市民局や幸区役所建設センターからの説明等により整理した。

現状と課題をふまえ、具体的な検討事項と検討の方向性などを検討した。



2 「自転車に係わる交通安全」についての現状と課題

自転車事故の実態は

幸区（平成18年）

人身事故発生件数	7 7 4 件
自転車事故	2 3 1 件 (29.8%)

自転車事故が起きる場所は

- 1 番目に多い：交差点での出会い頭
- 2 番目に多い：右左折時の衝突

交差点での事故が、36.8%
を占めている。

自転車事故にあった人の年齢は

50歳代	48件	20.6%
30歳代	46件	19.7%
20歳代	38件	16.3%
65歳以上	35件	15.0%

人身事故が多い地域

1 番目	南加瀬	9 9 件	1 2 . 8 %
2 番目	南幸町	8 6 件	1 1 . 1 %
3 番目	小倉	8 2 件	1 0 . 6 %

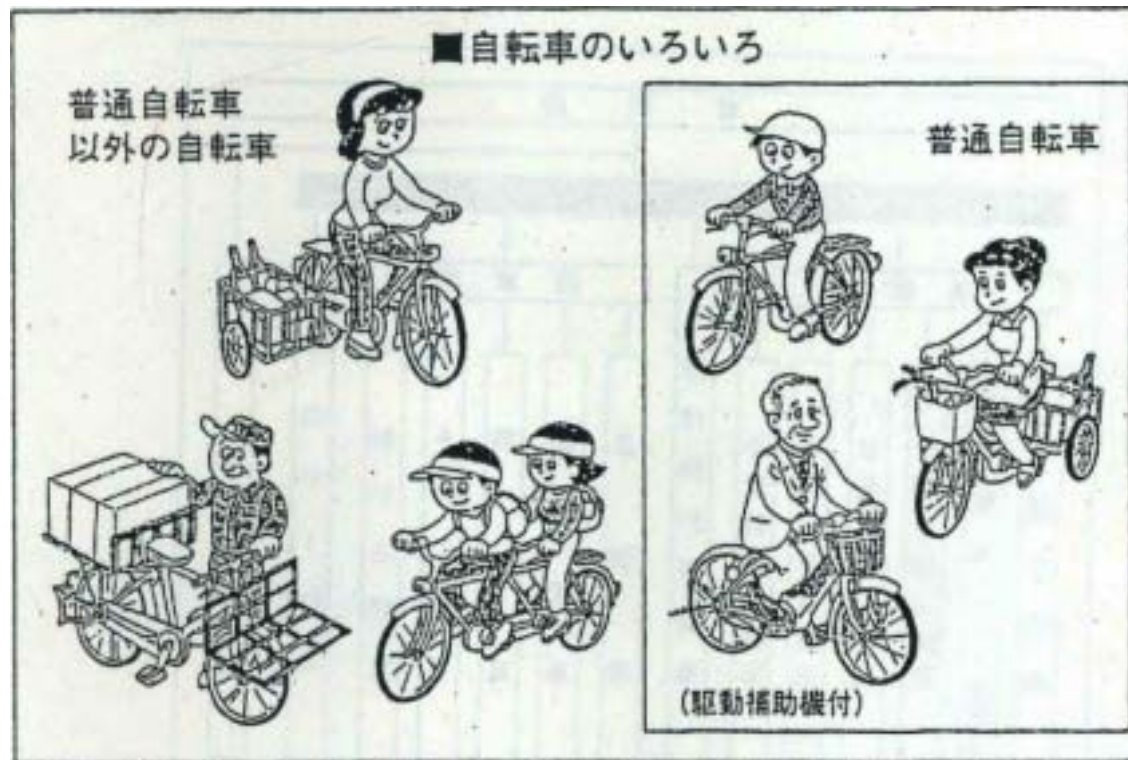
人身事故のうち自転車事故が 占める割合(平成18年)

1位	川崎区	37.2%(447件)
2位	茅ヶ崎市	32.6%(353件)
3位	相模原市	31.0%(1453件)
4位	中原区	30.9%(228件)
6位	幸区	29.8%(231件)

自転車の定義

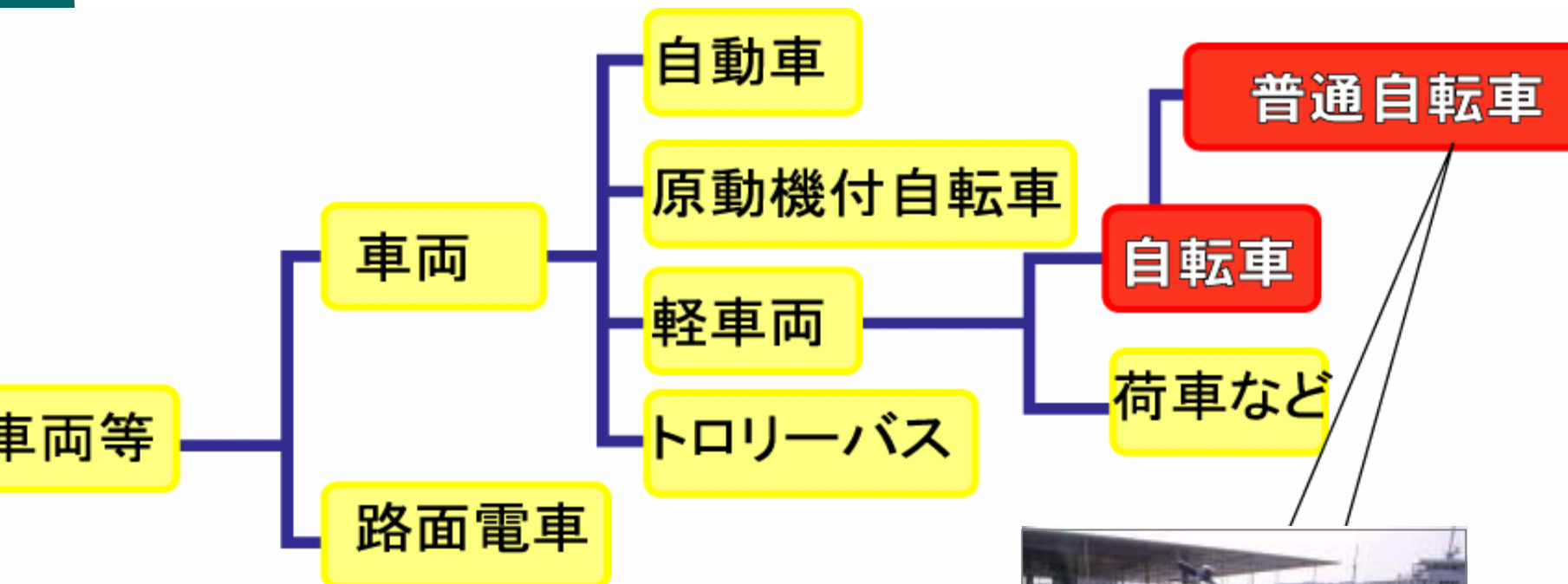
ペダルまたはハンドル・クランクを用い、人の力によって運転する二輪以上の車でレールを必要としない。

身体障害者用の車イス、歩行補助車及び小児用の車以外のもの。



位置づけ

自転車は車両



- 他を牽引しないもの
- 長さ190cm、幅60cmを越えない
- 突出物がない
- (小児座席を除き)1人乗り



などの規定を満たす

自転車の通るところ

- 1 . 「**自転車は車道通行が原則**」です。
自転車は、車道を通るときには、道路工事などの場合を除き、車道の左端に沿って通行しなければなりません。
- 2 . 自転車は、**路側帯**を通ることができます。しかし、歩行者の通行に大きな妨げとなるところや、白の二本線の標示のあるところは通れません。

路側帯とは

歩行者の安全のために、歩道がない道路と、歩道が片側しかない道路に設置される。

道路の端寄りに白線（道路標示）で区画された帯状の部分

車道と分離することで、基本的に歩道と同様に扱われる。

自転車の通るところ



1本の路側帯 (通行可)

2本の路側帯 (通行不可)



1本線と破線の路側帯 (通行可)

自転車の走行空間

自転車は基本的に**車道の左はし**を通る。

自転車道が確保されているところでは、**自転車道**を通らなければならない

自転車が**歩道**を通行できる場合がある

自転車の走行空間

1 車道（歩道なし）

自転車は**車道の左側**を走行



自転車の走行空間

2 . 自転車道

普通自転車は、自転車道のあるところでは、道路工事などの場合を除き、自転車道を通らなければなりません。

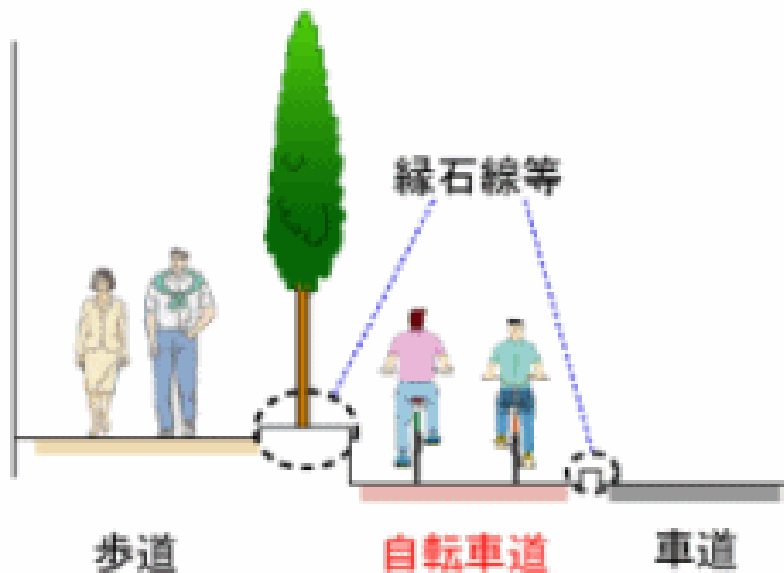
(325の2) 自転車専用



自転車の走行空間

2. 自転車道

- 車道、歩道と構造的に分離された自転車走行空間
- 幸区内では、「小向東芝町2号線・平間40号線」「尻手黒川線（末吉橋～越路交差点）」の2箇所

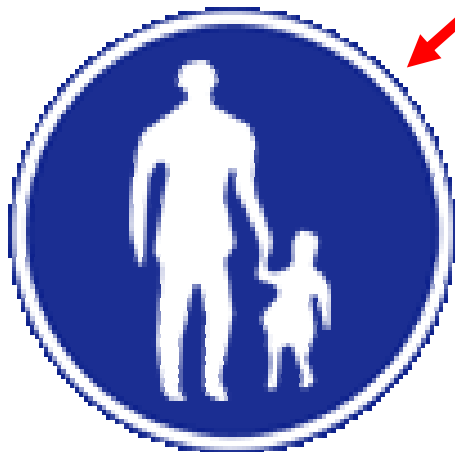


小向東芝町2号線

自転車の走行空間

歩行者専用の歩道は、自転車の**通行不可**

歩行者専用



自転車の走行空間

3. 自転車歩行者道

普通自転車は、**自転車歩道通行可の標識のあるときは**、歩道を通ることができます。

(325の3) 自転車及び歩行者専用

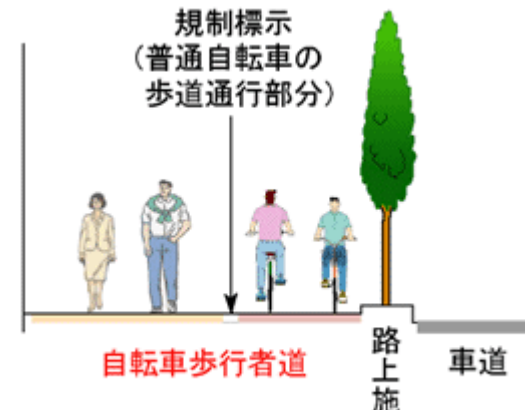


自転車の走行空間

3. 自転車歩行者道 (2つのタイプがある)

走行位置の区分なし

走行位置をカラー舗装等で明示



自転車関連の法改正の動き

道路交通法の改正が行われた。
平成20年6月19日までに施行される。

普通自転車の歩道通行のルールが、
一部変更になる。

自転車関連の法改正の動き

自転車が通行できるところ

- (1) 13歳未満の子どもが運転するときは、歩道を通ることができます。
- (2) 車道または交通の状況に照らして、やむを得ないと認められるときは、歩道を通ることができます。

道路交通法

ルール



歩行者優先

歩道では歩行者を妨害しないように徐行

横断歩道では 押して歩く



自転車横断帯は乗ったままで可

道路交通法

違反

酒酔い
運転



一時不停止



道路交通法

違反

手放し
運転



並進



自転車安全利用5則

(平成19年7月 内閣府交通対策本部決定)

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点で信号厳守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメット着用

心がけること

自転車の安全利用とは

一言でいうと、
思いやりのある運転をすること

川崎市の取り組み

- 地域や警察署等と連携して、交通安全の各種キャンペーンの中で自転車の交通安全・事故防止を呼びかけている。
- 平成18年度、幸区内で自転車安全教室を16回、交通安全教室等を35回開催。合わせて約4千人が参加し、参加者の大半は小学生。

川崎市の取り組み

平成19年度セーフティサイクルフェア

【目的】

市民が楽しく参加できるイベント。

自転車利用者のマナーアップと交通安全意識の高揚を促し、自転車の交通事故防止と安全利用の推進を図る。

平成19年5月12日（土）

幸スポーツセンター（参加288人）

県警の取り組み

自転車に関する取締まり強化

- 自転車利用者による交通違反に対し、交通違反警告カードを交付し、特に悪質・危険な交通違反に対して検挙措置。
- 平成19年1月～9月の交通違反警告カード交付件数は、無灯火や二人乗りが半数以上を占めている。

自転車に係わる交通違反警告カード交付件数
(H19年1～9・幸区内)

違反別	交付件数	比率
無灯火	3,603	29.8
二人乗り	7,228	59.7
信号無視	709	5.9
一時不停止	69	0.6
飲酒運転	34	0.3
その他	460	3.8
合計	12,103	100.0


交通違反警告カード

平成 年 月 日

あなたは下記の違反をしました。交通事故に遭わないように注意しましょう。

歩行者 自転車 二輪車

信号を守らなかった。
 横断歩道を横断しなかった。
 道路を斜め横断した。
 禁止場所を横断した。
 一時停止場所で一時停止をしなかった。
 二人乗りをした。
 酒を飲んで運転をしていた。
 割込みをした。
 急な進路変更をした。
 その他 ()



神奈川県 警察署 (課・隊) 取扱者

地域の取り組み

平成18年度

幸区交通安全対策協議会が、区役所や警察署等と連携して実施

1 自転車マナーアップ強化月間(5月)

自転車利用の高齢者世帯訪問(下平間地区)

自転車事故防止キャンペーン(市立商業高校)

2 春・夏・秋・年末の交通安全運動

自転車の安全な乗り方教室・街頭指導キャンペーンなど

「自転車に係る交通安全」の課題

自転車と歩行者の分離など、
自転車の走行環境が不十分
車両であることの認識や交通法
規への理解が不足、

交通ルールと自転車利用のマ
ナー

が守られていない。

3 検討事項、検討の方向性

(1) 自転車が安全に走行できる環境づくりを進める。

今ある道路の現状を工夫して検討する。

(2) 交通ルールの遵守・マナーの向上を進める。

自転車走行の交通ルールへの理解を広め、自転車利用者のマナー向上の取組みを検討する。

専門部会での意見

(1) 自転車走行環境について

自転車の走行空間を確保することが重要

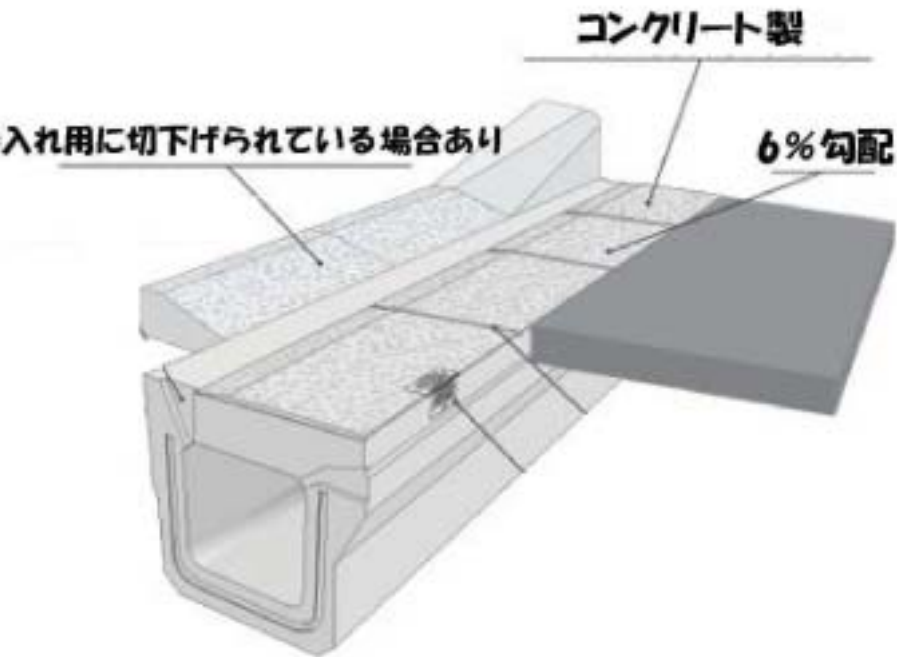
街渠を整備して、走行空間としたらどうか

街渠と路側線の間を含めて、走行空間としたらどうか

街渠(がいきょ)とは、路面排水のため、車道端に設けられる舗装された浅い水路のこと。

街渠(がいきょ)とは

路面排水のため、車道端に設けられる舗装された浅い水路のこと。



専門部会での意見

(1) 自転車走行環境について

街渠を利用するためには、
自転車が走りやすいように整備する

アスファルトとコンクリートの継ぎ目を
なくすことが必要

乗り上げブロックの排除が必要

専門部会での意見

(1) 自転車走行環境について

自転車歩行者道については自転車が通れることを知ってもらう必要がある

自転車通行可の標識を路面に印刷したらどうか

専門部会での意見

(1) 自転車走行環境について

今ある道路の現状を工夫して考える

交差点について

交差点の整備、安全確保

専門部会での意見

(2) 自転車の交通ルール・マナーについて

自転車のルールを知らない人が多いのではないか

自転車教室が少ない。回数、対象を拡大する。

専門部会での意見

(2) 自転車の交通ルール・マナーについて

自転車教室や自転車のマナー啓発活動についての意見

学年毎に自転車教室を行ったらどうか
(中学校や高校でも)

区内で開催される各イベントで、啓発活動を行ったらどうか

町内会等で自転車教室を開催したらどうか
区内の企業も巻き込んでマナー啓発活動を

専門部会での意見

(2) 自転車の交通ルール・マナーについて

マナーの悪い人に指導する必要がある

自転車マナーの悪い人に、一般市民も注意できる資格があったらどうか

自転車マナーの悪い人への指導は、警察にお願いする

検討事項、検討の方向性

(1) 自転車^が安全に走行できる
環境づくりを進める。

今ある道路の現状を工夫して検討
する。

(2) 交通ルール^の遵守・マナー^の
向上を進める。

自転車走行の交通ルールへの理解
を広め、自転車利用者のマナー向上
の取組みを検討する。